

17. 試験の合格発表

第一次検定、第二次検定それぞれの合格発表日に、本財団から本人宛に合否通知を郵便で送付いたします。本財団ホームページでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。本財団では、全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

なお、試験の正答内容について、模範解答を配布したり、採点結果と称して得点等を通知している業者がありますが、それぞれの業者が独自に行っているものであり、それらと本財団とは全く関係がありません。

また、試験結果、合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

(1) 第一次検定合格発表日 令和5年12月22日(金)

- ① 合否通知が未着の場合は、令和6年1月5日(金)より本財団へお申し出ください。
- ② 未着による合否通知の再発行は、第一次検定合格発表日から1ヶ月間に限り対応いたします。
- ③ 第一次検定を欠席した方へは、通知は送付いたしません。

(2) 第二次検定合格発表日 令和6年2月2日(金)

- ① 合否通知が未着の場合は、令和6年2月13日(火)より本財団へお申し出ください。
- ② 未着による合否通知の再発行は、第二次検定合格発表日から1か月間に限り対応いたします。
- ③ 第二次検定の合否通知送付の対象となるのは、第一次検定に合格し、かつ、第二次検定を受検した方です。第二次検定を欠席した方や、第二次検定を受検していても第一次検定が不合格となった方へは、通知は送付いたしません。

(3) 合格証明書の交付申請について

合格者の方は、国土交通省へ交付申請を行うことで、

第一次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士補

第二次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士

の合格証明書が国土交通大臣より交付されます。交付申請の詳細については、合格通知書にてご確認ください。

18. 住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受検地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 書類送付先住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先にしている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)

注3 受検地を変更する場合

変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。受検地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、受検地変更をお受けできませんのでご了承ください。

19. 第二次検定のみへの申込について

次にあげる①～③のいずれかに該当し、**P 2～3の受検資格を満たしている**と第二次検定のみへの受検申込が可能です。**第二次検定のみ受検申込を行う場合は、この願書では申し込みできません。**

- ① 技術士第二次試験の技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る)の合格者
- ② 令和2年度までの2級電気工事施工管理技術検定「学科試験のみ」受験の合格者で有効期間内の者
- ③ 令和3年度以降の2級電気工事施工管理技術検定「第一次検定」の合格者

20. 「第一次検定のみ受検」の申し込みについて

第一次検定のみ受検申込できるのは、次の受検資格に該当する方です。

《**第一次検定のみ受検申込を行う場合には、この願書では申し込みできません**》

「第一次検定のみ受検」受検資格

試験実施年度において満17歳以上の者(今年度は、誕生日が平成19年4月1日以前の方が該当します)